

森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格審査要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格審査の手続きについて、その要領を定めるものとする。

(森林整備工事の定義)

第2条 森林整備工事に係る競争入札等の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（以下「要綱」という。）第1条の森林整備工事は、愛媛県が発注する次に掲げる工事をいう。

- (1) 造林（地拵え、植栽等）
- (2) 育林（下刈り、つる切り、除伐、本数調整伐等）
- (3) 簡易施設設置等（作業歩道、木柵、木製土留工等）

(常時使用する従業員)

第3条 要綱第2条第1項第1号の常時使用する従業員とは、事業者が常時雇用している従業員で、1週間の所定労働時間が同じ事業者に雇用されている通常の従業員とおおむね同等である者であって、次に該当する者をいう。

- (1) 雇用期間の定めがない者
 - (2) 雇用期間が2か月を超えて雇用される者
- 2 事業者と請負契約を行っている労務班の従業員は、常時使用する従業員には該当しない。
- 3 次のいずれかにより、当該従業員が常時雇用されていることを確認するものとする。
- (1) 健康保険、厚生年金の加入又は適用除外
 - (2) 雇用保険の加入又は適用除外
 - (3) 貸金台帳等

(経験年数の算出)

第4条 要綱第2条第1項第1号同表の実務に従事した経験の年数の算出は、実務日数90日を経験すれば1年の経験と認める。

- 2 1年間で実務日数180日を経験すれば2年の経験と認める。
- 3 1年目に実務日数60日を経験し、2年目に30日を経験すれば1年の経験と認める。

(研修の種類)

第5条 要綱第2条第1項第1号同表現場代理人の要件1及び主任技術者の要件3の県が実施する林業技術研修の基礎教育コース若しくはこれと同程度以上の研修は、次表のとおりとする。

研修名	実施主体	実施年度
林業技術研修 基礎教育コース	愛媛県	平成8年度～平成19年度
林業技術研修 高度機械教育コース	愛媛県	平成8年度～平成19年度
林業技術研修 フォレスト・マイスター養成初級コース	愛媛県	平成20年度～平成24年度
林業技術研修 フォレスト・マイスター養成上級コース	愛媛県	平成20年度～平成24年度
林業技術研修 林業架線作業技術コース	愛媛県	平成25年度～
林業技術研修 高性能林業機械作業技術コース	愛媛県	平成25年度～
職業訓練林業課程（短期林業課程を含む）	松山高等技術専門学校	平成18年度～平成20年度

(教育の種類)

第6条 要綱第2条第1項第1号同表林業労働者の要件のこれらの教育と同程度以上の教育とは、林業就業支援事業をいう。

(勤労者退職金共済の種類)

第7条 要綱第3条第2項第4号のこれらと同程度以上の退職金共済とは、建設業退職金共済をいう。

(社会保険等の届出を証する書類)

第8条 要綱第3条第2項第8号の前条の要件を満たすことを証する書類とは、以下のものをいう。

- (1) 雇用保険にあっては、雇用保険料納入証明書（原本）又は労働保険概算・確定保険料申告書の控え（審査基準日を含む年度のもの）及び保険料領収済通知書（審査基準日を含む期間のもの）
- (2) 健康保険及び厚生年金保険にあっては、社会保険料納入証明書（原本）又は保険料納付領収証書（審査基準日を含む月分）

(競争入札等参加資格審査申請書の進達)

第9条 地方局長は、競争入札等参加資格審査申請書の提出があった場合には、要綱に規定する提出書類が整っているか確認し、提出書類が整っている場合には申請書を受付け、農林水産部長に進達するものとする。

(競争入札等参加資格審査申請書の審査)

第10条 前条の規定による進達があった場合には、知事は、申請書を受取り、要綱第2条の規定に基づく資格審査を行い、当該審査結果を申請した者に通知するものとする。

(記載事項変更等届出書の進達)

第11条 地方局長は、競争入札等参加資格審査申請書記載事項変更等届出書の提出があった場合には、要綱に規定する提出書類が整っているか確認し、提出書類が整っている場合には届出書を受付け、農林水産部長に進達するものとする。

附 則

(施行期日)

この要領は、平成17年4月1日以降の審査から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成18年9月1日以降の審査から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成20年4月1日以降の審査から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成23年1月1日以降の審査から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成27年1月9日以降の審査から適用する。

(施行期日)

この要領は、平成29年1月10日以降の審査から適用する。